

中種子町郷土誌のために―田島と阿高磯の石碑をめぐる―

* 松原 武実

中種子町の田島たしまと阿高磯あだかいそには、それぞれ明治以降に建てられた集落形成に関わる出来事が誌された石碑がある。田島のもは完全に摩耗して判読不可能、阿高磯のものは塩釜神社社殿脇に立ち、文字は読むことはできる。どちらもそれほど古いわけではないにもかかわらず、いわれを尋ねても答える人がほとんどいないし、そこに何が書かれているのか（書かれていたのか）について両集落民ともに関心を示さない。本稿はこれらの石碑についてレポートし、集落民や種子島の郷土誌（郷土史）研究を志す方々の関心呼び起こすために構想されたものである。

田島集落と阿高磯集落は現在は大字田島に属する。両集落は明治初期まで油久村ゆくに属していたが、地租改正のトラブルから田島村として独立し、中種子村が成立した時、中種子村大字田島となった。田島村成立の事情から話を始める。

一 大字田島（旧田島村）の位置

明治十五年（一八八二）十一月、油久村の田島集落と阿高磯集落が合同して油久村から分離独立し、田島村となった。それぞれ田島村田島、田島村阿高磯となったわけだが、明治二十二年（一八八九）の町村制実施によって中種子村（昭和十五年（一九四〇）より町制）が成立し、田島村は大字となり、それぞれは大字田島の田島（田島集落）、大字田島の阿高磯（阿高磯集落）となった。田島は大字（旧村）名と集落名の両方で使用されることに注意されたい。^{（注1）}

田島集落の北西に昭和十三年（一九三三）、田島集落から分離して開拓集落輪之尾わのおができた。田島集落と阿高磯集落の中間付近である。それ以前

にも人家はいくつかあったらしいが、集落としての形成はこの時である。したがって現在は中種子町大字田島の中に田島・輪之尾・阿高磯の三集落がある。

ちなみに「わのお」は種子島を考える場合、重要な古語である。植村雄太郎の『種子島方言辞典』（二六七頁）に「何かの条件の結果、周辺をかこまれた区域か？」とあり、方言研究者によっても意味は確定されていない。漢字を宛てるとすれば輪繩か、とする（植村二〇〇一）。

種子島に生まれた私の子供時代、「ワノーゼリ」という言葉が生きていた。土地を少しずつ浸食して広げる行為である。我が家の畑もワノーゼリにあつて、親が憤慨していたのを覚えている。今はどちらも原野状態になっている。

そのワノーがそのまま集落名となり「輪之尾」の字を宛て「わのお」と発音している。輪之尾のすぐ北に西之山集落があるが、これは油久村美座みざ集落の区域で、他県からの入植者によって明治期にはできていた地区である。

集落という言葉は、全国の部落呼称廃止の波の中で種子島では昭和四十年代後半から使用されたもので、昭和三十年代までに生まれた種子島島民にはいまだに違和感があり、部落のほうが親しい。集落は単なる「建物としての人家の集まり」という感じだが、部落には人家の集まりとともに「人間関係のまとまり」というニュアンスがある。昭和四十六年（一九七

キーワード：種子島、郷土史、石碑文

* 本学国際文化学部名誉教授

一)の『西之表市百年史』は部落、同じく昭和四十六年の『中種子町郷土誌』も部落を使用しているが、昭和六十二年(一九八七)の『南種子町郷土誌』は集落を使っている。このあたりは時代の推移が如実に反映されている。

余談だが現在の種子島全域では、部落の内実(かつての共同体的な雰囲気をもつ人間関係)はとうに崩壊し、集落だけが残っているという状態だが、その集落もすでにいくつかは壊滅しつつある。限界を通り越すと消滅が待っている。

もう一度位置関係を俯瞰してまとめると、国道沿いの南界中学校(平成十六年(二〇〇四)閉校)跡や浄光寺の周辺が田島集落、その北西の緩やかな丘上に輪之尾集落、さらに丘を越えた西海岸近くに阿高磯集落が位置する。田島集落のほぼ中心は浄光寺付近で、そこから阿高磯まで、直線距離で四キロほど、曲折した道を歩けば一時間以上はかかる。田島集落の北には大字油久ゆくの美座集落、北西には美座から分離した西之山集落、南には大字坂井の東目集落と本村集落ほんむらがある。

大字田島の三集落の令和二年(二〇二〇)の戸数と人口をあげておく。『統計なかつたね』による。戸数は世帯数を意味する。

田島 百七戸 百八十七人

阿高磯 七十戸 百二十三人

輪之尾 二十七戸 四十七人

それぞれに自治公民館があり、小学校区は田島と輪之尾は南界小学校区、阿高磯は岩岡小学校区である。岩岡小学校は阿高磯の南の屋久津にあり、直線の海岸を歩けば南界小学校より近い。

二 地租改正と田島村の成立

油久村の中の田島集落と阿高磯集落が、田島村として分離する原因となったのは地租改正である。その概要を見ておこう。地租改正はいうまで

もなく明治六年(一八七三)に発布された、金納による土地課税制度導入のことである。税率や入会地没収などをめぐって全国で農民騒動がおきて紛糾した。税率を引き下げるなどして沈静化し、国税庁のホームページには明治十四年(一八八一)に改正作業が終了したとある。中でも鹿児島県は西南の役のためにもっとも遅れたと『鹿児島大百科事典』などは書いている。

土地に税金を課すためには土地の場所や広さを確定する必要がある。そのため明治五年(一八七二)より戸籍制度(壬申戸籍)が導入され、同時に土地所有を確定し、それを証明する地券が発行された。地券は土地の所在場所に番号を付したものである。実務作業は藩政時代の習慣を引きずったままの役場が実施し、多くは書類の上のアバウトな看取り図の上でなされたので、実際の境界をめぐっては今でもトラブルが生じている。現在も土地の登記証明として使われる地番はこの時に付けられた。大きく見れば戸籍制度・秩禄処分・地券発行は一体のものであり、地租を金納とするための地租改正事業はそれらの総仕上げであった。

前述『鹿児島大百科事典』によると鹿児島県の地租改正事業は「明治九年(一八七六)三月より年内の完了を目指して着手したが、作業は難航し、西南戦争のために中断、明治十二年(一八七九)より再着手」された。公的には前述のように明治十四年(一八八一)に終了したとされるが、『西之表市百年史』(八九頁)は明治十六年(一八八三)までかかったとする。所有権をめぐって裁判があったからである。

田島村の分村(油久村からの分立)が認められたのは明治十五年(一八八二)十一月である(このあと取りあげる田嶋共有金紀源碑による)。土地台帳には田島村(のちの大字田島)に所在の土地は田島集落も阿高磯集落も後発の輪之尾集落も、通して「田島何番」の地番が付けられた。たとえば田島集落の公民館あたりは田島三百番代・四百番代、阿高磯集落の中心部分は田島四千百番代になっている。一方、油久村(のちの大字油久)には「油久何番」の地番が付いている。つまり田島村と油久村の地番発行

作業は明治十五年十一月に分村が認められてから、明治十六年までかかっておこなわれたことを物語る。

大正十二年（一九二三）の『中種子村郷土誌』には「明治十二年全村二渡り地租改正ヲ施行セラレ官民ノ区別判明数年ニ渡り完了セリ」とあり、やはり明治十二年（一八七九）から数年かかったとしている。この記述の中で気になるのは「（年月がかかったのは）官民の区別の判明に…」としている点である。マキと呼ばれた広大な山野が入会地として利用されていたが、これを簡単に個人の分割所有にはできなかったからだ。農民の個人所有が認められると税金が課せられるとあって積極的には主張しなかった、というのは今でも年配者には伝えられている。これがのちに、自給自足的な古い農業から、農産物を商品とする近代的な農業経営へと移行するときに問題となる。生産を広げようにも土地がないのだ。しかしこのことは今回のテーマではない。

土地の所属が争われたのはおもに水田であり、水田のほとんどは赤尾木（西之表の領主種子島氏居館周辺）在住の種子島家臣（士族）に給地として与えられていた。官民の区別ではなく、赤尾木在住の士族と現地農民との争いだったのである。このことの言及が前述大正十二年（一九二三）の『中種子村郷土誌』の記述からは抜けている。問題がなまなましく、紛争に関わった当事者が現地に生活していたために具体的に記述することがためられたのであろうか。

原口虎雄の『鹿児島県の歴史』（二三三頁）によると明治政府の方針は、名目上の所有土地（旧士族の給地）は実際に耕作している農民の所有とするもので、この原則に従って「県下一円の士族が門高の士族帰属を主張して運動したが一蹴された」（原口一九七三）。これが不満となって西南戦争勃発の大きな要因となったわけだが、結局は耕作地は農民の所有となり、政府の方針は貫かれた。種子島でも当然、同じ措置が執られると農民は思った。結局は逆の結果になるのだが、この間、旧士族と農民の間に激しい対立が生まれた。

前述したように、種子島のほぼ全域にわたって耕作地（主に水田）は西之表城下の種子島家臣（士族）に分配されていた。農民は自作地のほかに士族名義の小作地（主に水田）を耕作し、貢納を義務としていた。多くはないが自作地を持たない零細農民もいた。赤尾木城下に在住して自らは耕作せず、名目上の土地からの貢納をあてにしている旧士族にとっては財源を失うことになる。県本土と同じ問題が種子島でも起きた。

特に小作農が多かった中ノ郡（中種子）と下ノ郡（南種子）では農民の主張が運動となって昂揚し、訴訟がおこされた。西之表の城下に居住して俸禄と給地（土地）を所有する士族以外に、全島各地の集落に住み、土地を所有し、自らも農民と同じように耕作し、一部を農民に小作させる士族も相当数いた。そういう士族（百姓士族）の多い部落は士族部落と呼ばれることもあった。集落に定住する士族（百姓士族）はすでに何世代も経ており、集落のリーダーとして小作農を束ね、農民の状況も知っている。彼ら百姓士族の中には縁戚関係や義理から西之表の赤尾木士族と同調する者もいれば、農民の主張に同調する者もいたと思われる。これが農民対旧士族の対立を複雑なものにした。

かくして中種子・南種子の農民は訴訟を起こし、敗訴した。長崎控訴裁判所の判決は明治十五年（一八八二）十二月十三日と、同月二十六日以下っている（『西之表市百年史』九四頁）。しかし判決を待たずして田島村は同年十一月に油久村より分村した。こうした争いは分村にまで至らずとも全島的に起こり、農民は地所論と呼び、数え歌に読み込んでいささかのウサをはらした。図1は南種子町平山西之町（にしちのちやう）に残る地籍を確定するために使われた検地竿の写真である。

明治二十二年（一八八九）、町村制実施によって油久村・田島村を含む七ヶ村は中種子村となり、同時に北種子村と南種子村も成立した。北種子村は大正十五年（一九二六）に西之表町となり昭和三十三年（一九五八）より市制、中種子村は昭和十五年（一九四〇）に中種子町、南種子村は昭和三十一年（一九五六）に南種子町になって現在に至っている。



図1 南種子町平山西之町（ニシノチョウ）の中島伝さんの家に残る検地竿。

2013年1月20日撮影。長い方は4m以上ある。地租改正の時、田地の面積を測るために使ったという。

三 地租改正の研究状況

長崎控訴裁判所は、なぜ政府方針と異なる農民敗訴の決定をしたのだろうか。田島村分村は判決が出る直前におこなわれている。何があったのか。紛争の経緯、紛争のもたらした意義、裁判の結果は種子島の近代史を考える上で重要だが、研究はまったく進んでいない。研究の端緒は左記に述

べるように下野敏見によってつけられているが、後続がない。資料散逸のために追究には限界があり、その事情は今も変わっていないのが主たる原因でもあるが、取りあげる研究者がいけないという事情もある。

レポート類をあげておこう。ささいな言及や地元民からの聞き取りが案外重要である。今後の追究のいささかの助けになれば幸いである。

①『熊毛地誌』第一巻、昭和十年（一九三五）熊毛教育会。中種子町増田で歌われていた「地所論数え歌」を収録。内容に関する説明はなく、歌詞を掲げるだけである。

②江口清厚「地所論に関する資料」『ちくら』四号、昭和二十七年（一九五二）十月。①が再掲されている。①を見る機会のない場合はこれによって参照できる。江口のコメントあり。

③「地租改正当時の数え歌」『ちくら』六号、昭和二十八年（一九五三）五月。南種子町下中の伝承者からの聞き取り。

④下野敏見「百姓ドンチ騒動記」『源三郎』十三号、昭和四十一年（一九六六）。『源三郎』は南種子町の文学同人誌で現在も発行されている。

①と同じ歌詞も掲載。のち『種子島の民俗Ⅰ』（昭和五十七年（一九八二）、法政大学出版社）にも収録。

⑤下野敏見「地所論史料」『南島民俗』二号、昭和四十三年（一九六八）。裁判資料などを含む。

⑥下野敏見「現和の土地争議について」（同右）。現和の百姓総代だった人物からの聞き取り。

⑦『西之表市百年史』昭和四十六年（一九七二）。八頁にわたって訴状や答申書が収録されている。

⑧『中種子町郷土誌』昭和四十六年（一九七二）。十七頁にわたって関連するマキ資料の紹介などがある。

⑨『荃永郷土誌』昭和四十九年（一九七四）。少しだけ論争を紹介。

⑩『南種子町郷土誌』昭和六十二年（一九八七）。若干の記載あり。

以上十点が現在の管見による資料である。戦後の地所論に関する最初の

言及は、私の知るところ昭和二十七年、郷土史家の江口清厚（当時西之表市安城在住）による②である。昭和十年の『熊毛地誌』巻一に掲載の①「地所論数え歌」を再録し、地租改正の少々の伝承を掲載している。『ちくら』は種子島の郷土研究誌として第一号が昭和二十七年（一九五二）四月に発行され、昭和三十一年（一九五六）九月の十二号まで続いた。『ちくら』六号（昭和二十八年（一九五三）五月）には、南種子の下中から寄せられた「地租改正当時の数え歌」（①②④とは別）が掲載されている。

『ちくら』六号のあと十年以上もたつてから、下野敏見の報告が出る。④⑤には重要資料も収録されており、⑥は当時を知る人物（西之表市現和）からの聞き取りである。

西之表市からはまだ本格的郷土誌は刊行されておらず、⑦は近代に限った予備的郷土誌で、地租改正は不十分ながら取りあげられている。現在、郷土誌編纂事業が進行しているので、この件に関する新しい研究成果による考察を期待したい。

中種子町の⑧には諸資料が掲載されているが、分析は十分ではない。中種子町では現在新しい郷土誌編纂事業が進行中である。

南種子町の茎永地区は藩政時代から島内随一の水田地帯であり、西之表士族所有の土地が多かった。地所論も大いに盛り上がり、裁判闘争の原告にもなっている。当然ながら地租改正を避けて郷土誌や郷土史を語ることはできない。⑨は大字茎永の茎永公民館による刊行で、地所論や実際の測量の仕方について簡単な記述がある。⑩は南種子町刊行だが、地租改正については二分の一頁ほどがさかれているだけで、十分とはいえない。

四 田島共有金紀源碑

国道五十八号線を南下して野間の市街地を過ぎ、大字油久の美座集落を抜けると左手に南界中学校跡（平成十六年三月閉校）がある。その少し手前を右折（西方向）してすぐ、小川に架かる小さな橋がある。右脇に昔の

小さな架橋の記念碑が立っている。それに正対して左斜め方向を見ると、民家の手前に黒っぽい石碑が建っているのが見える（図2）。右手に水田を見ながら歩いてすぐの距離である。碑文は消えてまったく見えない。幸いにも昭和四十年（一九六五）刊行の『種子島碑文集』第一集に、鮫島美による翻刻（全部漢字）と読み下し文が掲載されている。鮫島によると、鮫島本人が直接石碑を読んだものではなく、当時「田島在住徳永安



図2 田島共有金紀源碑（2022年3月13日撮影）
耕作地の向こう側の茂みの手前にあったものをここへ移設。

志所蔵の碑文原稿が板書されて建てられていた」とある。すでに読めなくなっていたらしい。石碑の脇に碑文(すべて漢字)を書いた看板が立てられており、それを読み下して翻刻したという。

場所は今述べたところではなく、現石碑から水田を挟んだ向こう側、先ほどの架橋記念碑のある小川を少し遡ったところにあったという。いつ頃現在地に移動したか現地の方に聞いても不明だが、おそらくこの辺りの水田の整備事業の際に移動したのだろう。

碑文に明治三十三年(一九〇〇)の日付があるので、この時に建てられたことがわかる。この鮫島宗美による読み下し翻刻は、全文が下野敏見の前掲④に収録されている。途中までは『中種子町郷土誌』(三七三頁)と『南界郷土誌』(三〇頁)にも紹介されているが、いずれにても考察はなされていない。ここに再度掲載して、内容に立ち入って考えてみたい。読みにくい漢字には読みを付し、明らかな脱字はこれを補い、句読点はわかりやすく改め、意味の段落に従って五つに分けた。

(A) 田島は我が熊毛郡中種子村の一小部落たり。これより先、油久村に隸す。戸数八十余、人口三百余にすぎず。その俗、豪強すこぶる俠気を帯ぶ。

(B) 明治十二年、地租改正の命下るや、地主の争ひ起る。所在の平民、往々黠者扇動するところとなり、士族の禄地を詐称して平民のもとより有するところとなし、以て兼併を謀り、これを官に訴ふ。訟理決せざることほとんど三年、士民互に当援をなし、視ること仇讐の如く、鬪郷騒然たり。

(C) 田島人、初め民党たり。すでにして其の非を悟り、翻然として図を改め、局外に中立す。油久とともに学ぶを欲せず。つひにみづから小学校をその区内に創立す。しかして角立勢ますます甚だし。油久人、衆を以て之をおびやかすも動ぜず。つひに官に請ひて其の所管を脱し、別に一村をおく。実に明治十五年十一月なり。

(D) 十七年、父老、油久村と協議し、当時の共有田の田島区内に在るもの二町一反をさいて以て田島の有となす。しかして年々収穫を積んで不虞に備ふ。二十一年、更に議して之を売り、価金三百九十余円を得たり。すなはち之を郷人に附貸し、収むるに薄息を以てす。三十三年十一月に至り、積みて二千五百三十円に至る。

(E) これを部落に視るに、いまだかつてかくの如くには豊かつ富まざるなり。しかして戸口もまた大いに滋息す。ああ、田島人の義を執り、廉を守り、以て後世子孫の計をなすこと何ぞそれ厚きや。そもそもまた当時の父老たゆまず屈せず、以て独立を図るの致すところに由るにあらずや。然れば則ちその功德を記して之を不朽に伝へ、後人をして其の積む所以を思ひ、而して其の散する所以を失はず、勸農奨学、患難相救ひ、以て先人の郷党を愛護する所以の意にそむかざらしむるものは、もとより子弟の分なり。思わざるべけんや。ことし十二月、郷人相はかり、石を建てて以て其の由を勸せんと欲し、来たりて予に文を請ふ。予、郷人と旧あり。故にあへて辞せず。いささか梗概を録すと云ふ。

明治三十三年十二月

前田讓蔵謹撰

碑文の書かれた明治三十三年(一九〇〇)は分村から十八年経過しているとはいえ、所有権騒動の記憶は薄れていないはずである。関係者も多く残っている。何のために建てたのだろうか。

全体を五つに分けたが、前半ABCは騒動のいきさつから分村まで、後半DEは共有財産の取り扱いについてである。精読して少し驚くのは前半の要点が「争いの原因は扇動者がいたこと」とする点である。まずこの点の検討から始める。

黠者は今ではまったく使わない言葉だが、悪賢い人という意味、兼併とは勢いにまかせて土地を自分のものにする、鬪郷は村全域のことで田島村分村以前の油久村をさす。

ABをまとめると「旧士族の土地は平民（農民）の土地である」とする賢い人がウソをつき、住民を扇動し、土地を占有しようとして裁判に訴えた。もともと義理人情に厚い田島人はこれに乗せられた。判決が出るまでの三年間、油久村全体にわたって旧士族と平民の対立が激化、お互いに敵視しあい、一触即発の状態となった。ところがCにて、田島人は所有権主張運動から離れたとする。そして小学校を田島集落内に設置し、油久人からますます敵視されたが動じることなく、ついに分村するに至った。

土地（主に水田）の所有権は、江戸時代以来長年耕作に従事してきた平民（農民）ではなく、士族にあるとはっきり言っている。裁判に勝ったから云えることだが、士族側の主張が正統であったと代弁している。石碑を建てたのは士族側であることは疑いが無い。しかし決着は十八年前についている。「今さらなぜ確認するの？」という感じが否めない。所有権を主張した平民は田島にもいたはずで、その人々は裁判の決着に不満を持っていなかったはずはない。彼らはこれを見てどう思ったのだろうか。感情を逆なですることにならないか。

核心は點者がいて扇動されたとする点にある。悪いのは田島人ではなく、扇動者である、田島人はただ乗せられただけであるとして対立のしこりを融和しようとしているのではないか。そして田島が「翻然として図を改め」たことを評価している。「図を改めた」とは裁判闘争から離脱したことを指すと見てよい。おそらく訴訟費用のことがあったのではないか。田島在住の旧士族側からの離脱の勧めもあったことだろう。離脱によって訴人側（所有を主張する平民側）からの嫌がらせがあった。

『中種子町郷土誌』（八四九頁）によると、油久尋常小学校は油久村全域を校区として明治十一年（一八七八）にできている（前身は明治四年に設置）。同じ『中種子町郷土誌』（八四二頁）によると、明治十五年（一八八二）二月に田島集落内に田島簡易科小学校が作られ（その場所は未確認）、田島集落と阿高磯集落を校区とした。そしてこの年の十一月に田島村が分村した。簡易小学校設立が分村より先んじ、分村は判決に先んじている。

『南界郷土誌』（六四頁）によると田島簡易小学校はその後明治二十六年（一八九三）には、近くの坂井の南界尋常小学校に合併するが十一年間は続いたのである。

田島集落から油久尋常小学校まで一キロほどだが、阿高磯集落からは五キロもある。阿高磯住民から、少しでも近い田島集落内に設置すべきとの要望が強かったのではないか。阿高磯集落と田島集落の間は四キロほど。子どもの足では一キロの短縮はありがたかろう。田島簡易小学校（場所は未確認だが）から南界尋常小学校は近かったはずなので、明治二十六年（一八九三）の後者への合併は抵抗がなかったと思われる。

阿高磯については次節で取りあげるが、ここには土地所有権問題の当事者たる農民はいなかったと思われる。そもそも塩屋として成立した集落である。田んぼはなかった。現在集落の北側低地に田んぼが広がっているが、地元民の話によるとその後が開かれたものであるようだ。

小学校の経費について前述『南界郷土誌』（三三頁）に「明治十九年（一八八六）以前は教育費は各村の負担なりき」とある。簡易小学校を作った以上、校区（田島集落と阿高磯集落）はこれを負担しなければならぬ。裁判闘争から降りることで、その分の経費を小学校設置と運営にまわせばいいとの考えもあっただろう。分村したほうが諍いを避けることにもなるという意識は住民の間にのぼったであろうし、田島居住の旧士族の中にそれを勧める人もいたのではないか。

それにしても油久村の平民による土地所有権主張運動、裁判、田島集落のそれとの決別、小学校の設置、そして分村、という一連の経緯は農民たちがお上に平身低頭するだけの存在ではなかったこと、かなりの自治意識（自治能力）があったことを教えてくれる。

分村のあとの明治十七年（一八八四）、田島集落にあった油久村有の田地二町一反を田島集落有地として油久村からわけてもらっている。交渉には父老（長老）があたった。しばらくはこれを田島集落で耕作して貯金し、明治二十一年（一八八八）には売却、その売却金を資金として薄利で貸し付け、

集落の蓄財とした。売却相手は田島集落民で、集落民は田島村から低利で借金して買ったということであろう。明治三十三年（一九〇〇）には二千五百三十円になったというから、現在の金額にして五千万〜六千万程度になるのか。いずれにしても離島の田舎としては相当の蓄財といえよう。

石碑文の後半はこのことをしきりに賞揚する。田舎としては類のない行動である。裁判闘争から早々に離脱し、小学校を建て、集落有田地を運用して蓄財し、集落民にも集落にも利をもたらした。先輩田島人の勤勉と子孫に備えての愛郷精神のたまものであり、末永くその功績を伝えるためにこの石碑を建てるとある。このことはしかし、わざわざ石碑を建てるほどのことなのだろうか。末永く伝えるといいながら、昭和四十年（一九六五）に前述鮫島が翻刻しようとした時点ですでに読めなくなっている。結論をいえば、恩讐を越えて田島集落民の融和を図ることが目的だったのではないか。やはり集落民の間に不満が残っていたということだろう。裁判闘争からの離脱を勧めた地元居住士族の、せめてもの正当化だったのではないか。

碑文の草稿者は種子島聖人といわれた前田讓蔵（号は豊山）である。最後に「縁あって碑文を頼まれたので、草稿した」と結んでいる。「種子島郷土誌」（五五頁）や『熊毛文学』十八号（六頁）などによると、天保二年（一八三一）に種子島家の儒学者の子として西之表の赤尾木城下に生まれた。薩摩藩の儒学者宮内維清などに学び、帰郷して子弟の教育に当たった。幕末から明治にかけて種子島の教育に尽力し、種子島聖人と呼ばれたという。号名の豊山は生まれた場所が「てんにやま（豊山と表記）」と呼ばれるところからとったという。明治五年（一八七二）に学制が發布され、種子島でも小学校が次々に設立される近代学校教育の黎明期にあつて活躍した。大正二年（一九一三）に没している。聖人とまで言われるのは、温厚な人柄と見識の深さからとあるが、西南戦争の時に西之表城下でも私学校運動が吹き荒れた。その渦中にて、暴力をよしとせず肅然として教育活動続けたことによるという。

前掲碑文には「郷人相はかりて」文章を頼みに来たので引き受けたとある。田島集落が集落の決議として依頼したのではないであろう。当然、依頼者から趣旨と内容を聞いて草稿したはずだが、漢文表現は名文ではあつても、地元民の誰が理解したのか。しかも昭和四十年以前に判読できなくなっている。文字数が多かったために経費がかさみ、浅く彫ったのだろうか。あるいは墨書だったか。

五 阿高磯の共有地分配碑

南北に長い種子島の中央部から少し南に寄った西海岸の、阿高磯川と苦ばま浜川との間に位置するのが阿高磯集落である。田島集落の北西約四キロに当たる。

阿高磯川のすぐ南、海岸から二百五十メートルほど東に寄った、海拔四十メートルほどの小台地上に人家が集まっている。北は南東から北西へ流れる「東の川」（海岸手前で阿高磯川に注ぐ）、南は太市川たいいちという溝のような谷川、東は県道野間島間港線に囲まれた部分だが、現在は周辺にもいくつかの人家が散在している。西端に浄光寺定田坊・塩釜神社（阿高磯神社）がありその前が広場、脇に公民館がある。この付近をターラの園、東半分をノビヨウの園、北側の谷（東の川）向こうをムカエという。集落の東および南東方向の丘陵上には広大な耕地（畑地）が広がっている。番地は田島四千番代が当てられているのは、田島村が分離独立したあとに付せられたことを物語っている。令和二年（二〇二〇）十月一日現在、世帯数七十、人口百二十三である。

集落西端の公民館前の広場を、西側の小丘から見下ろす形で南から定田坊（法華宗）、塩釜神社、屋敷神小祠（三家の地神を合祀したもの、神体は石）が並び、定田坊境内には大小のいくつもの墓石や記念碑が建っている。集落誌としてはこれらをひとつも見過ごすことはできないのだが、ここでは紙幅も足りないので、集落形成に関する二つの石碑（共有地分配碑



図3 阿高磯の共有地分配碑 (2022年3月13日撮影)

と大火記念碑)を取りあげる。塩釜社殿横に共有地分配碑が建っている(図3)。建立は昭和十一年(一九三六)十一月十五日とある。『種子島碑文集』第一集(三九頁)に翻刻が収められている。これを次に掲げる。四つの段落に分けて示す。文中二箇所の括弧は鮫島が挿入したもの。明らかな誤記は訂正した。

共有地分配碑

(A) 今より三百年前、享保十二年、領主種子島氏、製塩業経

営に当り、全島二十四ヶ所中、当部落にも設営せらる。即ち鎌倉嘉太郎外十八名、上下両所に大塩屋を設立し、年貢塩百俵を納付したる余分を以て生活の資に充て、製塩料として百三十四町三反五畝八歩の土地を付与し、其の大部を放牧地となす。

(B) 然るに廃藩置県後は斯道衰退し、明治十九年、終に全廃帰農す。爾来塩屋牧は部落共有となりしが、明治十二年(二十二年か)地租改正に際し、約壹百余町歩を官有に編入されしを以て、之が払下げを懇望すること久し。

(C) 偶々明治三十六年、西之表羽生主右衛門氏の尽力に依り、遂に無料払下げを得たり。尚大正六年、永浜太左衛門氏の努力に依り、字吹拳浜及び浜崎山の二ヶ所に三拾五町歩官有地を払下げ、之を合併し、総面積、実に壹百六拾九町参反五畝八歩に及びり。

(D) 当部落は斯かる広大なる土地を擁し、多年恩恵を受けたるも、時勢

の推運に伴ひ、部落の向上進展(を希ひ)経済的に更生せんが為、之を各戸に分配し、時代に適応セル施設経営を図らんとし、協定の上、昭和三年、字池之本九町歩、他一筆を神社領となし、残部を各共有者に分割配当したり。以上概要を記して、茲に碑を建てて以て後世に記念す。

昭和拾壹年拾壹月拾五日 阿高磯小組合同

Aは阿高磯の成立を述べている。享保十二年(一七二七)種子島家(種子島政府)によって集落が設置されたとするのは、塩屋集落として管轄下にはいったということだろう。具体的に塩百俵の納付が義務づけられ、百三十四町歩余りの広大な山林が付与されている。製塩には大量の燃料(薪)と馬(運搬用)が必需だったからである。それ以前にも塩焚きをし、供出もしていたであろうが、この頃、制度的に確立したのであろう。元禄二年(一六八九)の『懐中島記』には全島二十の塩屋が記され、一ヶ所に上下と記しているものも別々に数えると二十三になる。この中に阿高磯が出て^(注2)いる。

『種子島家譜』には享保十二年(一七二七)に該当記事はないが、六代時充の時(南北朝期)に「始めて塩釜を建つ」とあって場所名を複数挙げている。^(注3)古くから素朴な製塩は全島各地でおこなわれていたはずである。南北朝期に種子島氏の島内支配が確立して行く中で塩屋設置を推進し、島外の技術者も呼んで製塩事業の整備がはかられていたのであろう。『西之表市百年史』に記された「貝太郎兄弟三人(または二人)が来島し、鎌倉流製塩法を伝えた」という民間伝承は、背景にそうした経緯があったことを物語る。

現在の阿高磯では、住吉(西之表市)から三人がやってきて、上・中・下に分かれてそれぞれで塩焚きを始め、のちの阿高磯の三つの組(カミノヤウチ・ナカノヤウチ・シモノヤウチ)の祖となったと伝えられる。現在になっても古い集落民がどのヤウチに属するかはわかっているという。三つのヤウチにはそれぞれコヤシロという小祠があり、ヤウチ内で一年ずつ

順番に交代して自宅で祀っていたが、今は三つをひとつにして塩釜神社に収めている。

石碑に記される鎌倉嘉太郎という人物名は、前述の貝太郎兄弟が鎌倉の新製法を伝えたという民間伝承の二つの要素（鎌倉と人名）がひとつの名前の中に合体したものであろう。十八名という人数には実際に十八人が来たというより、数字として別の意味があったのかもしれない。

廃藩置県直前の明治三年（一八七〇）の「種子島各村身分別人口表」（下野一九六八c）によると、阿高磯塩屋五十七人とある。塩屋従事者以外はいないと見てよい。幼児や隠居老人は含まれていないと下野は推察している。すると幕末から明治初めにかけて全住民は百人近くだったろうか。

Bではその後、製塩が急速に衰退し農業へと転換していくことが記されている。地租改正によってマキは官有地として取りあげられたので、畑作しようにも土地がない。北側谷間の阿高磯川・東の川の合流地点付近の狭い低地の開田事業はこうして始まった。

マキの取り戻し（払い下げ）運動は明治三十六年（一九〇三）ようやく実現する。明治十六年（一八八三）の地租改正終了から二十年経過している。大正六年（一九一七）にはさらに三十五町歩が払い下げられ、合計百六十九町歩余の広大な山林原野を取得することになった。昭和三年（一九二八）、神社地などを除いてすべての共有地を各戸に分配した。これを長く記憶するためにこの碑を建てると、Dに記されている。

中種子町内では阿高磯は営農意欲の盛んな集落として以前から知られるが、その背景にはこの時以来、農家一戸あたりの農地面積が広がったことによるであろう。

六 阿高磯の大火と集落移転

阿高磯集落は純然たる農村集落だが人家が密集している。種子島の集落形態は中心街や漁村を除けば、たいていは散村的に人家が散らばっている。

密集はきわめて珍しい形態である。実は阿高磯は、大火によって旧地からここへ集落まるごと移転してきたのである。

地元の語り部である長浜一春氏（昭和二十三年生）によると、もともと海岸沿いにあったが、明治二十五年（一八九二）と二十八年（一八九五）の二度、大火に見舞われた。一度目の明治二十五年は十二月の西風に乗って集落の大半が焼け、二度目の明治二十八年は三月の東風に乗って南の一部を残して大半が焼けた。出火原因は不明だが、二度目はタバコの火だったか。当時はタバコはすべてキセルだったので、キセルの捨て火から火事となったようだ。

二度目の大火のあと集落全体として今の場所への移動を決断、そして移動した。何戸かは別の集落へ移住する者もあった。現在地は台地上の作場（耕作地）だったところ。各戸の屋敷地の広さをそのまま維持して屋地を割り振った。したがって故地時代から今と同じような密集だったわけである。



図4 阿高磯大火百年記念碑 (2021年4月27日撮影)

こうした事情を誌した『阿高磯小組合沿革史』という手書き書類（年）があり、この中に右の二度の大火のことが記されている。その部分を抜き出して刻んだ石（大火百年記念碑）が神社下に立っている（図4）。平成七年（一九九五）の火災百年の記念祭に建てられた。石塔を中心に、向かって右に前述『阿高磯小組合沿革史』からの引用、左に大火の様子がしるされてい

る。石塔碑文を左記に転記する。

(向かって右) 沿革史

「明治二十八年三月二十日午後三時出火ス 出火元は永濱嘉平太宅ト馬小屋ノ間ヨリ 起ル風ハ東風ニシテ時折リ悪クモ人皆農ニ出デ不在ナリシ故ニ風下ニナリシ家ノ如キハ家財道具ニ至ル迄皆一物モ出ス事能ズ戸ヲ閉ヂ乍ラ焼失シタリ類焼家ハ九軒ニシテ馬屋倉ノ如キヲ合セテ数十軒ニ及ビタリ 而シテ目下米甘藷等収納ノ時ニテ取入ノママ焼付シ 為ニ糊口ニ苦シミ 漸クニシテ世人ノ御陰ニテ小屋掛ヲ得テ天露ヲ防ギ糊口ヲ授ゲヲ得タリ」と記されている。時は一〇〇年前の出来事である。

(中央)

阿高磯自治公民館

大火百年記念碑

平成七年(一九九五年)三月二十日 建立

(向かって左) 建立碑文

明治二十五年(一八九二年)十二月六日夜半の大火で本宅十八軒、隠居、馬屋、倉等数十軒を焼失して後、三年後の明治二十八年(一八九五年)三月二十日の大火で本宅九軒を含め再度数十軒を焼失するに至った。以後、百年を数えるなか、寺、砂糖小屋、一般家屋等一集落にしては幾多の火災に見舞われてきた。当集落民一同は先の大火に発し火の神を崇め、行く末に安堵を祈願し、ここに大火百年の記念祭を催すものである。

阿高磯自治公民館長 永濱義則

大火記念祭実行委員長 永濱睦嘉

中種子町の西海岸は竹之川から屋久津まで、およそ十二キロ以上のほほまっすぐな白砂の海岸である。長浜という。中種子町・南種子町の人々は

陸路が整備される以前は、北へ行くにはここを通ったという。

阿高磯のもとの集落は、現在の集落の公民館あたりから二百五十メートルほど北西、長浜の砂防丘と山手の台地との間に挟まれ、海岸より少し高くなつたわずかばかりの平地にあつた。東の川が阿高磯川と合流するあたりから南西へ向かつて細長い道路があり、これに沿って人家が建ち並んでいた。現在は全体が完全に砂に埋もれ、北東部は川沿いの低地になっている。南西部は雑木と竹の藪になって立ち入ることができない。現集落から海岸へ降りる樹木の中の小道の出口に海の家が建っている。ここはもとの集落の南西の端に近いところに当たる。

昭和三十七年(一九六二)から全国で地籍調査がスタートしている。三十年ほど前、集落民が寄つて集落跡を確認し、もとの屋敷配置を地図に書き込む作業をし、住んでいた人の名前を確認した。ほぼ六十戸。番地は四千二百番代がふられている。

寺(当時は定田寺)は集落から少し離れた北にあり、その背後に砂防の小山があつた。寺のあつた場所はもとの位置から五、六メートルほど高くなつており、今は砂の中に完全に埋没している。寺にはさまざまな宝物や書類があつたが、二度の大火で焼けてしまった。塩釜神社はほぼ中程にあつた。神社のあつた付近の海岸側の砂の土手からは今でも、塩焚きによつてできた墨片が出る。

令和三年(二〇二二)十一月二十九日、考古学の新東晃一氏、入会制度を研究する牧洋一氏、中種子町教育委員会職員野平裕樹氏と私の四人で現地を訪れ、地元の話り部永浜一春氏に案内をしていただいた。集落周辺の拝所や古跡を確認し、砂に埋もれた故地の屋敷跡の一部でも確認したいと目的だったが、故地は前述したように完全に埋まっている(図5・図6)。

次掲の集落図(図7)は教育委員会の野平氏が作成した集落人家配置図に、今後の集落誌作成の準備のために、かつての拝所などを記入したものである。左の海岸近くに囲った部分が古い集落跡である。



図5 阿高磯の古い集落跡の上から北方向を見る。
2021年11月29日撮影。



図6 阿高磯の集落跡から東の現集落方向を見る。
2021年11月29日撮影。

最後に、本稿作成のためにお世話になった阿高磯在住の長浜一春氏に謝意を表したい。長浜氏は昭和二十三年（一九四八）生まれ。戦後の農業と農村のあり方を見続け、集落のリーダーとして近年の集落行事の衰退を身をもって体験してきた人である。地元に住しながら国や県の施策に対して向ける的確な視点には、部外者である私には学ぶところが少なくない。阿高磯集落の語り部として伝承の保存に取り組んでいる方である。

注

- (1) 現在は通常「田島」という場合は田島集落のことを指す。番地は田島集落から輪之尾集落・阿高磯集落まで田島何番が付いている。
- (2) 『懐中島記』は元禄二年（一六八九）成立の種子島家家老上妻隆直の手になる種子島のポケット便覧である。全島十八ヶ村の概略が記され、海のない古田村と上里村を除くすべての村に塩屋があることが記されている。複数の塩屋を持つ村もある。西之表市立図書館から覆刻刊行されている。
- (3) 『種子島家譜』は『鹿児島県史料旧記雑録拾遺家わけ四』として鹿児島県歴史資料センター黎明館より翻刻刊行されている。

- (4) 昭和二十六年（一九五二）、阿高磯の当時の長老永浜太左衛門が記憶や伝承を書き留めた『阿高磯小組合沿革史』という手書き書類を綴じた三冊からなる冊子があったが、二冊は紛失し、一冊目のみ残り、現在は中種子町歴史民俗資料館に寄託されている。現在教育委員会職員が翻刻作業中である。作業終了後に再度、これについて報告する予定である。

文献

- 植村雄太郎（二〇〇〇）、『種子島方言辞典』、武蔵野書院。
- 江口清厚（一九五三）、『地租改正当時の数え歌』、『ちくら』六号。
- 江口清厚（一九五二）、『地所論に関する資料』、『ちくら』四号。
- 鹿児島県歴史資料センター黎明館編（一九九四）、『種子島家譜』、『鹿児島県史料旧記雑録拾遺家わけ四』、鹿児島県。
- 熊毛郡教育会（一九三五）、『熊毛地誌』、西之表町・熊毛郡教育会。
- 熊毛文学会（一九五二）、『熊毛文学』一八号。
- 上妻隆直編（一六八九）、『懐中島記』。
- 下野敏見（一九六八a）、『現和の土地争議について』、『南島民俗』、二号。
- 下野敏見（一九六八b）、『種子島各村身分別人口表』、『種子島民俗』、一八号。
- 下野敏見（一九六八c）、『地所論史料』、『南島民俗』、二号。
- 下野敏見（一九六六）、『百姓ドンチ騒動記』、『源三郎』、一三三号。
- 中種子村（一九二三）、『中種子村郷土誌』。
- 中種子町（一九七一）、『中種子町郷土誌』、中種子町。
- 中種子町役場企画課（二〇二〇）、『統計なかなね 令和二年度（PDF版）』、鹿児島県熊毛郡中種子町。
- 中村義彦（ほか）編（一九七四）、『荦永郷土誌』、南種子町荦永公民館。
- 永浜太左衛門（一九五二）、『阿高磯小組合沿革史』。
- 南界郷土誌編纂委員会・中種子町立歴史民俗資料館（一九八九）、『南界郷土誌』、中種子町立歴史民俗資料館。
- 西之表市編纂委員会編（一九七一）、『西之表市百年史』、西之表市。
- 原口虎雄（一九七三）、『鹿児島県の歴史』、山川出版社。
- 南種子町郷土誌編纂委員会編（一九八七）、『南種子町郷土誌』、南種子町。
- 南日本新聞社鹿児島大百科事典編纂室編（一九八二）、『鹿児島大百科事典』、南日本新聞社。
- 榕城尋常高等小学校（一九二九）、『種子島郷土誌』。

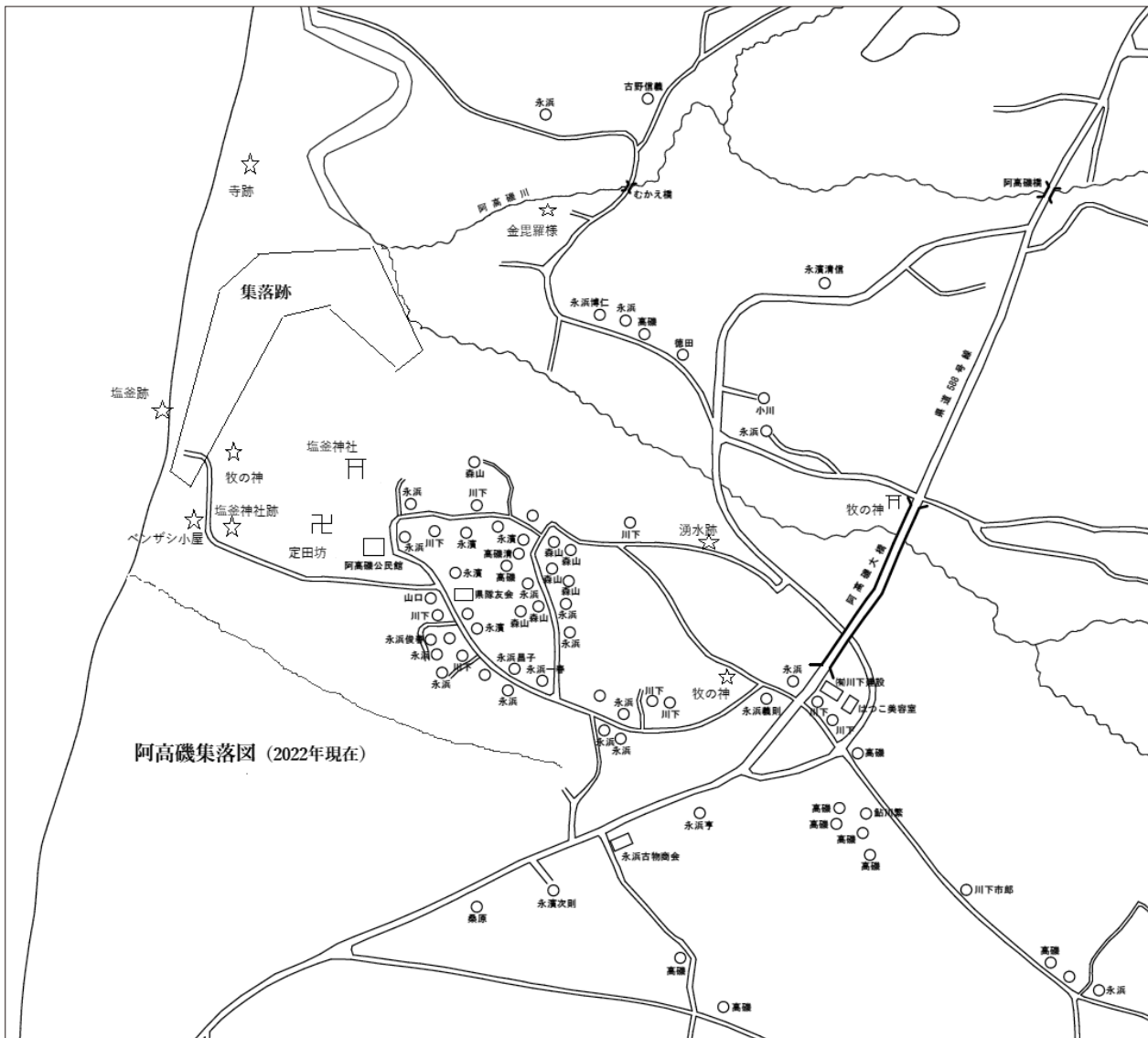


図7 阿高磯集落図（野平裕樹氏作成の原図に加筆した）